

様式第2号の3

会議開催のお知らせ

令和6年度第1回一関市空家等対策協議会を次のとおり開催します。

令和6年7月31日

一関市空家等対策協議会

- 1 開催日時 令和6年8月7日（水） 午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所 一関市役所 会議室棟 第1会議室
- 3 議 題
 - (1) 内規の変更について
 - (2) 令和5年度実績及び令和6年度計画について
 - (3) 空家等管理活用支援法人について
 - (4) 空家等活用促進区域について
 - (5) 管理不全空家等の認定基準について
 - (6) 措置の命令を行った特定空家等について
- 4 傍聴定員 5人
- 5 傍聴の可否及び手続
 - (1) この会議は、一部傍聴することができません。傍聴できない部分は、次のとおりです。
議題(5)「管理不全空家等の認定基準について」及び議題(6)「措置の命令を行った特定空家等について」の部分
 - (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後1時55分までに会場においでください。
なお、開催時刻以降は、入室できません。
 - (3) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順により傍聴者を決定します。
 - (4) 傍聴できない理由は、次のとおりです。
議題(5)「管理不全空家等の認定基準について」には、公にすることにより、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある情報が含まれており、一関市情報公開条例第7条第5号に該当するため。
議題(6)「措置の命令を行った特定空家等について」には、所有者等の情報が含まれており、一関市情報公開条例第7条第2号に該当するため。
 - (5) 会議の始め又は途中で、(1)に記載した議題以外の部分についても傍聴できないこととする場合があります。これは、審査、審議等を行う事項が、一関市情報公開条例第7条に掲げる不開示情報に該当すると認められる場合等です。
- 6 お問い合わせ先 市民環境部生活環境課 TEL:21-8344